

「新たなGoTo トラベル事業」の概要①

1. 安全・安心な旅行環境の確保

- 技術実証の結果を踏まえ、ワクチン・検査パッケージの活用。
(ワクチン接種証明又は陰性証明を利用条件として設定)
- 感染防止対策
 - ・ 旅行後 2 週間以内に陽性となった際の報告や旅行中の行動履歴の記録の利用条件化。
 - ・ GoTo事務局による旅行 2 週間後の健康状態に関する抽出調査の実施。

2. 中小事業者への配慮

- 低価格帯の実質割引率の引上げ。(割引率・割引上限額の引下げ、地域共通クーポンの定額化)
- 団体旅行について、GW後の都道府県の実施において一定の専用給付枠を割り当て。

3. 旅行需要の平日への分散

- 平日は地域共通クーポン券を上乗せ。

4. 地方への観光を支援するための配慮

- 交通費を含む旅行商品は割引上限額を引上げ。

5. ソフトランディング措置

- 割引率等の段階的引き下げ。
- GW後は都道府県による事業とし、地域の実情に応じて柔軟に割引率等を設定。

【令和2年実施時】

<割引率>

35%

<割引上限額>

14,000円

日帰り旅行

7,000円

<クーポン券>

15%

【再開時～GW前】

《国による事業》

<割引率>

30%

<割引上限額>

10,000円

7,000円

(交通付商品以外)

3,000円

<クーポン券>

3,000円 (平日)

1,000円 (休日)

【GW後～夏の繁忙期前までを念頭】

《都道府県による事業》

<割引率>

20%上限

<割引上限額>

8,000円上限

5,000円上限

(交通付商品以外)

2,000円上限

<クーポン券>

3,000円上限